宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間延長について (新旧対照表)

項	改正のポイント	改正前	改正後
1. 実施期間	計画期間の延長	幼保一元化を推進する期間は、平成 21 年度か	幼保一元化を推進する期間は、平成 21 年度か
		ら <u>平成 30 年度の 10 ヵ年</u> を目標として、全市・	ら <u>令和7年度</u> を目標として、全市・全中学校区
		全中学校区での幼保一元化を目指します。	での幼保一元化を目指します。
2. 実施区域及び園	園区の廃止	幼保一元化を実施する区域については、通園	幼保一元化によるこども園を整備する区域は、
区	※保護者の就労	<u>距離・時間等を考慮し、現行の中学校区を単</u>	通園距離や保護者の送迎等を考慮し検討しま
	等に配慮して、こ	位とします。	<u>す。</u>
	ども園の園区を	また、原則、幼児教育を行う幼稚園と保育	
	廃止します。	に欠ける子どもを保育する保育所(園)、さら	
		に、子育て支援機能を併せ持った幼保一元化	
		施設(以下「(仮) こども園」という。) の園	
		区については、(仮) こども園の属する中学校	
		区を園区とします。(中学校区に複数のこども	
		園を設置する場合は、その園が包括する区域	
		<u>を園区とする。)</u>	
		ただし、保護者等の就労等の理由により、	
		園区内の(仮)こども園に入園(所)させる	
		ことが出来ない場合はこの限りでない。	
5. <u>こども園の</u> 対象	幼児教育活動の	1) 幼児教育活動	1) 幼児教育活動
児及び保育時間	対象年齢を「4、	全 <u>4、5歳児</u> を対象に、 <u>幼稚園教育要領に基</u>	全3歳から5歳児を対象に、教育標準時間

	5歳児」から「3	づく4時間を標準として、この4時間に給食時	(4時間)を標準として、この4時間に給食時
歳から5歳児」に		間・降園準備時間を加えた、8時~13時を基本	間・降園準備時間を加えた、8時~13時を基本
改めます。		として実施します。(土日、祝日、長期休暇等は	として実施します。(土日、祝日、長期休暇等は
		除く)	除く)
	1日の保育時間	2) 保育活動	2) 保育活動
	を、子ども・子育	0歳~5歳児を対象とし、保育所保育指針に	0歳~5歳児を対象とし、 <u>7時30分~18時</u>
	て支援法の規定	基づく時間を標準として8時~18時までとし、	30 分の 11 時間保育を標準保育時間として、年
	に基づき 11 時間	年間を通し実施することを基本とします。(日、	間を通し実施することを基本とします。(日、祝
	保育を標準保育	祝日、年末年始は除く)	日、年末年始は除く)
	時間として改め	また、保護者ニーズやその地域の実情等に合	また、保護者ニーズやその地域の実情等に合
	ます。	わせ、延長保育や一時保育などの特別保育事業	わせ、延長保育や一時保育などの特別保育事業
		の取り組については、施設毎に検討します。	の取り組については、施設毎に検討します。
6. 利用料等	幼児教育の無償	(仮)こども園は幼稚園機能と保育所機能を兼	安心して子どもを産み育てられる環境づく
	化実施を受けて、	ね備えたものであるが、現行の幼稚園・保育所	りとして、幼児教育・保育の無償化と合わせて、
	3歳から5歳児	とは異なった園になります。幼稚園保育料(一	3歳から5歳児の給食費及び0歳から2歳児
	の給食費の一部	定額負担) と保育所保育料 (所得に応じた負担)	の保育料の負担軽減を図ります。
	助成と0歳から	の基本的な考え方に差異のある保育料を基本	
	2歳児の保育料	に (仮) こども園の利用料設定をすると、幼児	
	負担の軽減を図	教育活動に係る利用料と8時から18時まで	
	ります。	の利用料(以下「長時間利用料」という。)との	
		間にサービスの量的負担割合の不均一が生じ	
		<u>ることとなります。</u>	
		目指す(仮)こども園の利用料は、公正・公	

平性の観点から所得に応じた負担を基本とし、 幼児教育活動に係る利用料は、長時間利用料の 半額若しくは長時間保育に係る時間数に対す る幼児教育活動の時間数の割合などにより設 定することが基本であると考えます。 しかしながら、全中学校区に(仮)こども園 が整備される期間中は、幼稚園施設、保育所施 設、幼保一元化施設が混在することとなるた め、同種の幼児教育内容をそれぞれの施設が提 供していることとなり、サービスに対する負担 の公平性を考慮すると、幼保一元化を推進する 中にあって当面は、幼児教育活動に係る利用料 は、国が示す幼稚園保育料を基本に給食費、教 材費等を加味した額とし、(仮)こども園の基本 的な利用料設定については、実績や社会情勢等 を検証する中で検討していくものとします。

Ⅱ 幼保一元化の目	園区の廃止に伴	各中学校区における幼保一元化の目標		ける幼保一元化の目標	幼保一元化の目標
標	い、中学校区を単	中学校区	No.	こども園	少子化による子どもの減少を考慮して、保護
	位とした幼保一		1	A 園	者のニーズに合わせたこども園の整備に取り
	元化の目標を改め、少子化による	山崎西	2	В園	組みます。 〈こども園整備の考え方〉
	み、少于化による 子どもの減少に		3	みのりこども園	<u> </u>
	考慮して、保護者		4	C 園	ます。
	ニーズに合わせ	山崎南	5	(仮称)くりのみこども園	
	た施設の整備に		6	戸原こども園	地域性に考慮しながら、こども園の整備を図
	取り組みます。	山崎東	7	D 園	ります。
		一宮南	8	はりま一宮こども園	3. 年度ごとに、将来の教育・保育ニーズを勘
		一宮北	9	一宮北こども園	<u>案して、こども園の整備目標に見直しが必要</u>
		波賀	10	E 園	ないか点検を行います。
		千 種	11	ちくさ杉の子こども園	
計画全体	用語の整理	(仮)こども園4、5歳児0歳~3歳児			こども園
					※本計画中「こども園」とは、「幼保連携型認定
					こども園」を基本とします。
					3歳∼5歳児
					0歳~2歳児
		保育に欠ける			保育を必要とする
		「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に			「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に
		基づく幼児教育・保育		保育	基づく幼児教育・保育

意見書					
件 名*必須	宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間延長について				
氏 名 (団体の場合は、 名称及び代表者名) *必須					
電話番号 *必須		FAX番号			
住 所 (又は所在地) <mark>*必須</mark>					
意見者の区分 (いずれかにO) *必須	ア. 市内に住所を有する者 イ. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ. 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ. 市内に存する学校に在学する者 オ. パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者				
意見の提出日	令和2年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)		
政策等に対する意見					

- ◆お寄せいただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。
- ◆記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は宍粟市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ◆ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

意見書の提出期限 令和2年2月19日 (水)					
	提出	先			
部署名	教育部こども未来課				
電話番号	0790-63-3114	FAX番号	0790-62-0065		
住 所	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6				
メールアドレス	kodomoikusei-kk@city.shiso.lg.jp				